

1 件 名

下田市消防団員の懲戒処分の公表について

2 事案の概要

下田市消防団団員2名が、令和4年度から令和6年度において、分団の活動費から、合計1,540,000円（団員A 令和4年度～令和6年度 1,080,000円、団員B 令和4年度 460,000円）を私的に流用したことが発覚しました。

これを受けて、下田市消防団条例第7条の規定により、任命権者である下田市消防団長より、以下のとおり懲戒処分を行いました。

私的流用した金額は、既に分団名義の口座に返済されています。

3 被処分者及び処分内容

下田市消防団第6分団	団員A	30代	懲戒免職
下田市消防団第6分団	団員B	30代	懲戒免職

※懲戒免職のため、関係条例の規定により、退職報償金は支給されない。

4 処分年月日

令和7年10月14日

5 消防団長コメント

このたびは、消防団員が市民の皆様の信頼を裏切り、多大なる御迷惑をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が再び起こらないよう、団員の綱紀粛正、服務規律を徹底させ、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

6 問い合わせ先

下田市消防団事務局
（下田市防災安全課消防安全係）
TEL：0558-36-4145